

DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社 一般取引条件

2026年2月24日

第1条 適用範囲

- 1.1 本一般取引条件（以下「本条件」といいます）は、当社が提供する製品、マネジメントシステム、プロセス、または個人の専門能力に関する評価および認証サービス（以下「認証サービス」といいます）に関して、当社と相手方との間で締結されるすべての契約に適用されます。書面による特別な合意がある場合を除き、本条件が優先して適用されます。
- 1.2 「当社」とは、DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社を指します。
- 1.3 本条件において、認証サービスを当社に依頼した法人または個人を「相手方」といいます。

第2条 見積書の有効期間

当社が発行する見積書に有効期間の記載がない場合は、発行日から60日間有効とします。

第3条 契約の成立

当社による見積書の提示後、相手方が書面（電子メールを含みます）により承諾した場合、または当社が注文を確認した場合、または当社が認証サービスの提供を開始した場合に、契約が成立したものとみなします。

第4条 注文の遅延および追加費用

- 4.1 認証サービスの履行に遅延や予定外の延長が生じた場合、当社に責任がない限り、相手方はそのために発生した追加費用を負担するものとします。
- 4.2 第三者による認証目的のための追加評価や、相手方からの追加サービス依頼によって発生する遅延についても、当社は一切の責任を負いません。

第5条 料金および支払い

- 5.1 見積書に記載された料金には、消費税その他本サービスに関連して発生する全ての税金が加算されます。料金は通常の業務遂行条件に基づいて設定されています。
- 5.2 当社は、1年に1度料金の改定を行う権利を有します。
- 5.3 評価内容が不十分または不完全と判断された場合、またはその他の理由で再評価が必要になった場合、相手方はその費用を別途負担するものとします。
- 5.4 請求書発行日から60日以内に、相手方は控除等を行わず全額を支払うものとし、請求に関する異議申立てもこの期間内に行われなければなりません。支払い義務を免れるものではありません。
- 5.5 支払い遅延があった場合、相手方は未払い金額に対し月1%の遅延利息を支払うものとし、法定利率がこれを上回る場合は法定利率が適用されます。
- 5.6 当社が債権回収またはその他の権利保全のための措置を講じた場合、その費用は全て相手方の負担となります。
- 5.7 注文履行前に、当社は相手方に対して十分な保証の提供を要求することができます。

5.8 第7条、第8条、第16条、第17条等の規定に違反した場合、相手方は1件につき最大25,000ユーロの違約金を当社に支払うものとし、当社は実際に生じた損害の賠償を追加で請求する権利を有します。

第6条 相手方の協力義務

6.1 相手方は、認証サービスの実施に必要な全ての資料、情報、データ及びサンプルを自費にて当社に提供するものとします。

6.2 提供されたサンプルは評価サービス完了後に返却いたしますが、その費用は相手方の負担となります。また、理由に関わらず廃棄に至る場合も、その費用は相手方の負担となります。

6.3 相手方は、当社が評価を実施するために必要な場所への立ち入りを許可し、関係者の安全確保に努めるものとします。

6.4 当社の認定維持のため、第三者による立会いが求められた場合、相手方はこれに全面的に協力するものとします。

第7条 報告および認証

7.1 当社は、評価結果に関する報告書を作成し、相手方に提出します。

7.2 当社が作成した報告書、添付資料、証明書その他の文書は、そのままの内容および形式でのみ使用されるものとします。

7.3 当社が認証書、認証マークまたは適合証明書の使用権を明示的に付与していない限り、相手方は第三者に対して当社による認証がなされたと誤解させる行為を行ってはなりません。

第8条 秘密保持

8.1 各当事者は、認証サービスの遂行過程で知り得た相手方の秘密情報を厳重に管理し、本契約の履行目的以外には使用してはなりません。この義務は契約終了後も継続します。当社が使用する評価手法等は、特に秘密とされます。

8.2 ただし、当社は、認定状況等に基づき法令または認定基準により第三者に情報提供を行うことが認められている場合、この限りではありません。

8.3 既に公知の情報、法的に入手可能な情報、または相手方が事前に非秘密として指定した情報は、本条の対象外とします。

8.4 契約終了時、各当事者は速やかに相手方から受領した秘密情報を返却または破棄するものとします。ただし、証拠保存のために1部を保持することができます。

8.5 当社の従業員は、社内規定に基づき秘密保持と評価の独立性を確保するための行動をとるものとします。

第9条 業務の外部委託

当社は、認証サービスの一部または全部を第三者に委託することができます。その場合でも、当社は本契約上の責任を全て負うものとし、委託先にも本契約と同等の義務を課すものとします。

第 10 条 個人情報の取扱い

10.1 当社が認証サービスの遂行のために個人情報を処理する場合、当社は、欧州一般データ保護規則（GDPR）等の関連法令に基づき、情報処理者として取り扱います。相手方は、個人情報の管理者としてその責任を負います。

10.2 当社は、認証サービスの遂行に必要な最小限の範囲でのみ個人情報を処理し、相手方の書面による指示または法令に従って処理します。

10.3 認証サービスの完了後、法令上の保存義務がない限り、個人情報は速やかに廃棄します。

10.4 個人情報は、第 8 条の秘密情報と同様に厳格に取り扱われます。

10.5 第 9 条に基づき業務を外部委託する場合、当社は事前に相手方に通知し、相手方はこれに異議を申し立てる権利を有します。

10.6 個人情報に関するインシデントが発生した場合、当社は速やかに相手方に通知し、必要な情報提供と対応を行います。

第 11 条 損害賠償責任

11.1 当社は、認証サービスに関連して相手方に生じた損害について、当社の過失または不正行為が原因である場合に限り責任を負います。

11.2 当社の損害賠償責任は、原則として 125,000 ユーロ（または相当額）に限定され、相手方が本サービスに対して支払う料金の範囲内とし、最大で 1,250,000 ユーロ（または相当額）を限度とします。

11.3 当社は、業務遅延、情報損失、利益喪失、信用失墜等の結果的・間接的な損害について一切の責任を負いません。

11.4 損害発生が認識された場合、相手方は 30 日以内に当社に書面で通知するものとし、通知がなされない場合、当社の責任は免除されます。

11.5 第三者からの請求に起因する損害について、相手方は当社を補償するものとします。ただし、当社の故意または重過失の場合はこの限りではありません。

11.6 当社の故意または重過失による場合を除き、本条の責任制限は適用されます。

11.7 本条の責任制限は、当社の従業員および業務委託先にも適用されます。

11.8 天災その他不可抗力により本契約に基づく義務の履行が不可能な場合、当社はその期間について責任を免除されます。

第 12 条 契約の解除

12.1 相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、または当社が相手方の履行不備を懸念した場合、当社は認証サービスの提供を一時停止または解除することができ、解除によって生じる損害については、別途相手方に損害賠償を請求する権利を留保します。この場合、当社に対する全ての未払い金は直ちに支払われるものとします。

12.2 相手方が破産、支払い停止、または清算手続きに入った場合は、法的手続を経ずに自動的に契約不履行とみなし、当社は本契約を解除することができます。

第 13 条 紛争の解決および適用法

13.1 本契約に関して発生する紛争は、当社所在地（神奈川県横浜市保土ヶ谷区）を所管する日本の裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。ただし、別途合意がある場合はこの限りではありません。

13.2 本契約の締結および履行は、日本法に準拠するものとします。

第 14 条 認証契約

認証に関連し、相手方が認証書、認証マークおよび適合証明書（以下「認証」といいます）の使用権を付与される場合、認証に関する契約は書面により両当事者が合意しなければなりません。

第 15 条 手数料

15.1 第 14 条に基づく認証の使用権に関する手数料には、認証および登録にかかる費用が含まれており、相手方はこれを前払いで支払うものとします。

15.2 検査およびフォローアップ評価サービスについては、第 5 条に基づく料金体系に従い別途請求されるものとします。

第 16 条 公表および出版

16.1 当社は、認証書の発行または取り消しの事実を公表する権利を有し、認証を受けた相手方の名称、所在地、適用基準、及び認証範囲等を公表することができます。

16.2 相手方は、当社の事前の書面による承認なしに、認証に関連して当社の名称を他の目的で使用してはなりません。また、認証書等の文言は原文の通りに使用しなければなりません。

16.3 相手方が虚偽または誤解を招く情報を公表した場合、当社はその訂正を求めることができ、相手方は速やかにこれに応じるものとします。

第 17 条 規則・法令の遵守

17.1 相手方は、適用される法令、指令および当社が定める基準を遵守し、必要な協力を行うものとします。検査に必要なサンプル購入費用は相手方の負担となります。

17.2 製品認証の場合、相手方は市場に投入する製品が、当社が評価した製品タイプに適合していることを保証し、必要に応じてサンプルまたは製品記述書を当社に提供するものとします。

17.3 マネジメントシステムまたはプロセス認証の場合、相手方は認証期間中、対象システムまたはプロセスが適用基準を遵守していることを維持し、当社の要請に応じて立入検査に応じるものとします。本条第 6 条の規定も準用されます。

17.4 対象製品、システムまたはプロセスに変更が生じる場合、相手方は速やかに当社に通知し、変更後の内容について承認を得るものとします。認証は、当社が変更を承認した後にのみ継続されます。

17.5 相手方は、当社による事前または事後の監査、立入検査に対して全面的に協力し、その際の費用は原則として相手方の負担とします。

17.6 相手方が認証契約または本条件の要件を満たさない場合、当社は以下の措置を講じる権利を有します：

a. 相手方に対し、一定期間内に要件を満たすよう求め、再評価の費用を請求する、または

b. 即時に認証を取消または一時停止し、その旨を公表する。

なお、認証取消または一時停止の場合、相手方は認証書等の使用を直ちに中止するものとします。

第 18 条 紛争および苦情

18.1 当社が認証した製品に関する苦情については、相手方および苦情申立人の意見を聴取し、調査結果を報告します。苦情が正当と認められた場合、相手方は速やかに改善措置を講じるものとします。

18.2 行政手続き等による決定が必要な場合、相手方は所定の異議申し立てを行う権利を有し、異議が認められない場合は所定の期間内に日本の行政裁判所に訴えることができます。

18.3 第 13 条の規定は、本条におけるその他の紛争解決にも適用されます。

第 19 条 損害賠償補償

相手方は、当社が認証した製品の市場投入またはその使用に起因して第三者から損害賠償請求があった場合、当社を補償し、当社の損害賠償責任を免れるものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第 20 条 認証契約の期間および解除

20.1 特に別段の定めがない限り、認証契約の期間は無期限とします。

20.2 認証書に有効期限が定められている場合、各当事者は現行有効期限の終了時に契約解除を申し出ることができます。複数の認証書がある場合、各認証書ごとに解除が可能です。

20.3 有効期限の定めがない認証書については、いずれの当事者も 3 ヶ月前の通知により解除することができます。本項の規定は、解除の場合にも適用されます。

20.4 法令等の変更により、認証対象となる製品、システム、プロセスまたは認定事項が適合しなくなった場合、認証契約は自動的に終了するものとします。